

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号第 1 ウエノヤビル 6 F

（名 称）株式会社アクアライン

（法人番号 3240001014666）

上記被審人に対する令和 6 年度（判）第 3 2 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 4 2 0 6 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 7 年 7 月 2 2 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 7 年 5 月 2 1 日

金 融 庁 長 官 井 藤 英 樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、広島県広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6Fに本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されている会社である。

被審人は、投資有価証券評価損の不計上及び偶発損失引当金の不計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、中国財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	令和4年5月31日	第27期（令和3年3月1日～令和4年2月28日）に係る有価証券報告書	令和3年3月1日～令和4年2月28日の連結会計年度	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲586,726千円であるところを▲549,878千円と記載	売上の過大計上及び費用の過少計上
2	令和4年7月15日	第28期第1四半期（令和4年3月1日～同年5月31日）に係る四半期報告書	令和4年3月1日～同年5月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲177,691千円であるところを▲140,528千円と記載	偶発損失引当金の不計上及び売上の過大計上
			令和4年3月1日～同年5月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が224,533千円であるところを298,544千円と記載	

3	令和4年 10月14日	第28期第2四半期（令和4年6月1日～同年8月31日）に係る四半期報告書	令和4年3月1日～同年8月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲203,080千円であるところを ▲166,103千円と記載	投資有価証券評価損の不計上及び売上の過大計上
			令和4年6月1日～同年8月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が ▲228,747千円であるところを ▲154,922千円と記載	
4	令和5年 1月16日	第28期第3四半期（令和4年9月1日～同年11月30日）に係る四半期報告書	令和4年9月1日～同年11月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が ▲188,168千円であるところを ▲119,795千円と記載	投資有価証券評価損の不計上
5	令和5年 5月31日	第28期（令和4年3月1日～令和5年2月28日）に係る有価証券報告書	令和4年3月1日～令和5年2月28日の連結会計年度	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲264,931千円であるところを ▲170,544千円と記載	投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産の過大計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が 4,350千円であるところを 135,585千円と記載	
6	令和5年 7月18日	第29期第1四半期（令和5年3月1日～同年5月31日）に係る四半期報告書	令和5年3月1日～同年5月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲61,539千円であるところを ▲29,964千円と記載	投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産の過大計上
			令和5年3月1日～同年5月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が ▲68,682千円であるところを 94,127千円と記載	

7	令和5年 10月16日	第29期第2四半期（令和5年6月1日～同年8月31日）に係る四半期報告書	令和5年3月1日～同年8月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲49,500 千円であるところを ▲16,922 千円と記載	投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産の過大計上
			令和5年6月1日～同年8月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が ▲74,252 千円であるところを 89,561 千円と記載	
8	令和6年 1月15日	第29期第3四半期（令和5年9月1日～同年11月30日）に係る四半期報告書	令和5年3月1日～同年11月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲302,992 千円であるところを ▲118,782 千円と記載	投資有価証券評価損の不計上及び貸倒引当金の過少計上
			令和5年9月1日～同年11月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 179,000 千円であるところを 494,445 千円と記載	
9	令和6年 5月31日	第29期（令和5年3月1日～令和6年2月29日）に係る有価証券報告書	令和5年3月1日～令和6年2月29日の連結会計年度	連結 貸借対照表	連結純資産額が 101,083 千円であるところを 384,908 千円と記載	投資有価証券評価損の不計上及び貸倒引当金の過少計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、
令和5年2月28日、464,000株の株式を199,984,000円で取得させ、
令和5年11月9日、737,800株の株式を334,961,200円で取得させたものである。

表 2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容	主な事由
10	令和 5 年 2 月 10 日	有価証券届出書 (株式の募集)		「第四部 組込情報」	番号 1 に掲げる第 27 期に係る有価証券報告書及び番号 4 に掲げる第 28 期第 3 四半期に係る四半期報告書を組込み	番号 1 及び同 4 参照
11	令和 5 年 10 月 24 日	有価証券届出書 (株式の募集)		「第四部 組込情報」	番号 5 に掲げる第 28 期に係る有価証券報告書及び番号 7 に掲げる第 29 期第 2 四半期に係る四半期報告書を組込み	番号 5 及び同 7 参照

2 法令の適用

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1 の事実につき

第 1 7 2 条の 4 第 1 項、第 2 4 条第 1 項

表 1 の番号 2、同 3、同 4、同 6、同 7 及び同 8 の各事実につき

令和 5 年法律第 79 号による改正前の金融商品取引法第 1 7 2 条の 4 第 2 項、
第 2 4 条の 4 の 7 第 1 項、第 1 8 5 条の 7 第 6 項

表 1 の番号 5 及び同 9 の各事実につき

法第 1 7 2 条の 4 第 1 項、第 2 4 条第 1 項、
令和 5 年法律第 79 号による改正前の金融商品取引法第 1 8 5 条の 7 第 6 項

表 2 の番号 10 及び同 11 の各事実につき

法第 1 7 2 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 項、第 5 条第 1 項、第 1 7 6 条第 2 項、
令和 5 年法律第 79 号による改正前の金融商品取引法第 5 条第 3 項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第27期事業年度（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額81,776円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表1の番号2、同3、同4及び同5の各事実につき

法第172条の4第1項及び令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の4第2項の規定により、被審人の第28期事業年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）第1四半期（令和4年3月1日から同年5月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第28期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（令和4年6月1日から同年8月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第28期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和4年9月1日から同年11月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第28期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第28期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第28期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第28期第1四半期報告書	58,203円
第28期第2四半期報告書	57,792円
第28期第3四半期報告書	59,081円
第28期有価証券報告書	57,967円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第28期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第28期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第 28 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 28 期有価証券報告書については、6,000,000 円となる。

ここで、第 28 期第 1 四半期報告書、第 28 期第 2 四半期報告書、第 28 期第 3 四半期報告書及び第 28 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 28 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 28 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 28 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 28 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 28 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 28 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表 1 の番号 6、同 7、同 8 及び同 9 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 29 期事業年度（令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで）第 1 四半期（令和 5 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 29 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（令和 5 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 29 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和 5 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 29 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 29 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第 29 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 29 期第 1 四半期報告書	84,674 円
第 29 期第 2 四半期報告書	94,078 円
第 29 期第 3 四半期報告書	124,743 円
第 29 期有価証券報告書	105,750 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 29 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 29 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 29 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 29 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 29 期第 1 四半期報告書、第 29 期第 2 四半期報告書、第 29 期第 3 四半期報告書及び第 29 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 29 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 29 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 29 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 29 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 29 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 29 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表 2 の番号 10 の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の令和5年2月10日提出の有価証券届出書（株式の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式 199,984,000 円の
100 分の 4.5 に相当する額である

8,999,280 円

に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

8,990,000 円

となる。

表2の番号11の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の令和5年10月24日提出の有価証券届出書（株式の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式 334,961,200 円の
100 分の 4.5 に相当する額である

15,073,254 円

に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

15,070,000 円

となる。